

吉田南1号館封鎖事件に関する学内処分について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年7月29日）

7月12日投稿の「「大学の自治」について」の回答に対しての追質問および意見について」に対する回答に関して、以下、質問させていただきます。

吉田南1号館封鎖に関与した4名について、京都大学通則第32条に定める「学生の本分を守らない者」として、平成28年7月12日付けで同通則第33条に定める停学（無期）処分が決定されておりますが、この処分については、刑事告訴による検察・司法等の判断を考慮したものなのでしょうか？

刑事告訴とは関係なく学内で正式な手順を踏んで決定したものなのでしょうか？

【回答】（回答日：2016年8月26日）

（教育推進・学生支援部厚生課）

今回の処分は、学内規程に基づき行われました。刑事告訴とは関係ありません。